様式1-5

評価機関評価業務適格性チェックリスト

　　　　年　　月　　日

評価機関は、公正でなければならない。当該評価機関は、評価対象である申請製品の申請担当部門、設計部門、開発部門、製造部門、又はその他当該申請製品にかかる関連部門等から、技術的判断に影響し得る不当な営利的、財政的その他の圧力を受けてはならず、かつ、それを実証しなければならない。また、評価機関は、当該評価機関が行う評価作業に関する判断の独立性及び誠実性に対する信用を傷つけるおそれのある活動に従事してはならない。

本チェックリストは、このような評価作業の公平性、判断の独立性及び誠実性を確保するため、評価機関が次の事項に関して問題を有していないことを確認するためのものである。評価機関は、すべての確認事項及び要求事項の確認結果に事実を記載しなければならない。

本チェックリストが対象とする製品や関連機関は以下のとおりである。

※「JC-STAR適合ラベル申請書」(様式2-2) の該当箇所の内容を転記すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価機関の名称 |  |
| 申請企業の名称 |  |
| 申請代行企業の名称(注１) |  |
| 申請製品の名称 |  |
| 実際の製造ベンダーの企業名(注２) |  |

注１： 申請代行の場合に記入する。申請代行でない場合は斜線又は「－」を入れる。

注２： 自社製造の場合は「申請企業の名称」を記載する。OEM/ODM製造、又はOEM/ODM製造との併用の場合は、「OEM/ODM製造企業の名称」を記載する。

本チェックリストに記載されている評価機関の責任者は、所属する評価機関の公平性、独立性及び誠実性を本チェックリストにて証明し、内容に関し責任を負う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価機関の責任者名 |  記名押印、又は署名 (自署) | 作成日 |
|  |

１．評価担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 技術責任者 |  |
| 担当者1 |  |
| 担当者2 |  |
| 担当者3 |  |
| 担当者4 |  |
| 担当者5 |  |
| 担当者6 |  |

※： 担当者欄は、必要に応じて、適宜「－」の記入又は追加すること。

２．評価機関と、申請製品の申請部門、開発部門、製造部門等との関係

該当する確認結果にチェックを入れる。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項及び要求事項 | 確認結果 |
| 【確認事項】評価機関が属する法人と、申請製品の申請担当部門、設計部門、開発部門、製造部門、又はその他申請製品にかかる関連部門等が属する法人とは同一ではない、又は独立性を損なう恐れがある資本関係※１がないこと。 | □ 同一法人でない□ 独立性を損なう恐れがある資本関係はない |
| 【確認事項】申請製品の製造の一部又はすべてをOEM/ODM製造先に委託している場合には、評価機関が属する法人と、OEM/ODM製造先が属する法人とは同一ではない、又は独立性を損なう恐れがある資本関係※１がないこと。 | □ 対象外(OEM/ODM製造を行っていない) |
| □ 同一法人でない□ 独立性を損なう恐れがある資本関係はない |

※１： 評価機関に対する直接・間接合計の株主議決権を1/3超を有する法人を「独立性を損なう恐れがある資本関係がある」とみなす。

３．評価活動と、申請製品の申請部門、開発部門、製造部門等との関係及び影響

該当する確認結果にチェックを入れ、該当する確認事項については「事実関係に係る要求事項」の確認結果を詳細に記述する。なお、公平性及び独立性の実証については、ISO/IEC 17025 により、それらを満たす方針や手順の存在と実施証拠の提供が前提となる。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項及び要求事項 | 確認結果 |
| 【確認事項】評価機関は、申請製品の申請担当部門、設計部門、開発部門、製造部門、又はその他申請製品にかかる関連部門等の属する法人※2の事業活動に関して、いかなる責任又は義務を有していないこと。 | □ 有していない。□ 有している(以下に記載)。 |
| 【事実関係に係る要求事項】(上記責任又は義務を有している場合)評価対象となる申請製品の申請担当部門、設計部門、開発部門、製造部門、又はその他申請製品にかかる関連部門等の属する法人の事業活動に係る評価機関の責任又は義務が、評価機関の評価に対していかなる影響もあたえない公平性及び独立性を実証できること。 |  |
| 【確認事項】評価機関は、申請製品の申請担当部門、設計部門、開発部門、製造部門、又はその他申請製品にかかる関連部門等の属する法人※2との間で、評価に対する対価に係るものを除き、財政上の関係を一切持たないこと。 | □ 関係を持っていない。□ 関係を持っている(以下に記載)。 |
| 【事実関係に係る要求事項】(上記関係を持っている場合)評価に対する対価に係るものを除き、評価機関と申請製品の申請担当部門、設計部門、開発部門、製造部門、又はその他申請製品にかかる関連部門等の属する法人との間で、評価活動に関する予算等の財政上の取引は一切存在しないことを実証できること。 |  |
| 【確認事項】申請製品の製造の一部又はすべてをOEM/ODM製造先に委託している場合には、評価機関は、OEM/ODM製造先が属する法人※2の事業活動に関して、いかなる責任又は義務を有していないこと。 | □ 対象外(OEM/ODM製造を行っていない) |
| □ 有していない。□ 有している(以下に記載)。 |
| 【事実関係に係る要求事項】(上記責任又は義務を有している場合)OEM/ODM製造先が属する法人の事業活動に係る評価機関の責任又は義務が、評価機関の評価に対していかなる影響もあたえない公平性及び独立性を実証できること。 |  |
| 【確認事項】申請製品の製造の一部又はすべてをOEM/ODM製造先に委託している場合には、評価機関は、OEM/ODM製造先が属する法人※2との間で、評価に対する対価に係るものを除き、財政上の関係を一切持たないこと。 | □ 対象外(OEM/ODM製造を行っていない) |
| □ 関係を持っていない。□ 関係を持っている(以下に記載)。 |
| 【事実関係に係る要求事項】(上記関係を持っている場合)評価に対する対価に係るものを除き、OEM/ODM製造先が属する法人との間で、評価活動に関する予算等の財政上の取引は一切存在しないことを実証できること。 |  |

※2 部門又は機関が属する法人とは、その法人のすべての部門、機関をいう。

４．評価活動と、申請製品の申請部門、設計部門、開発部門等とへの支援作業の関係及び影響

該当する確認結果にチェックを入れ、該当する場合は「事実関係に係る要求事項」の確認結果を詳細に記述する。なお、公平性及び独立性の実証については、ISO/IEC 17025 により、それらを満たす方針や手順の存在と実施証拠の提供が前提となる。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項及び要求事項 | 確認結果 |
| 【確認事項】評価機関又は評価機関が属する法人若しくは評価担当者が、申請製品の申請支援、又は設計・開発・評価等の支援を行っていないこと。 | □ 行っていない。□ 行っている (以下に記載)。 |
| 【事実関係に係る要求事項】(上記支援等を行っている場合)申請製品の申請支援、又は設計・開発・評価等の支援を行っている部門の人員、設備等が、評価作業に影響を与えないことを実証できること。 |  |
| 【確認事項】評価機関は、申請製品の申請支援、又は設計・開発・評価等の支援を行っている部門との間で、評価に関して営利的又は財政的その他の影響を及ぼし得る直接の管理者を共有していないこと。 | □ 共有していない。□ 共有している (以下に記載)。 |
| 【事実関係に係る要求事項】 (上記管理者を共有している場合)評価機関と申請製品の申請支援、又は設計・開発・評価等の支援部門との間で、評価に関して営利的又は財政的その他の影響を管理者が及ぼさない公平性及び独立性を実証できること。 |  |

以上